

福祉医療制度のお知らせ

子ども・障がい者・ひとり親家庭など、医療費の保険診療分の自己負担を市が負担します。

対 象	要 件	申請に必要なもの
子ども	高校卒業（18 歳になっての最初の 3 月 31 日）まで	被保険者証
高 齢 重 度 障 が い 者 重 度 心 身 障 が い 者	身体障害者手帳 1 級・2 級	身体障害者手帳
	障害年金 1 級	年金証書
	特別児童扶養手当 1 級	証書
	療育手帳 A・B 1（B 中）	療育手帳
	障害年金 1 級程度で年金を受給することができない人	所定の診断書
ひ っ と り 親 家 庭 な ど	下記いずれかに該当し、18 歳未満の子を扶養している人とその子 ※ 18 歳になって最初の 3 月 31 日まで ●配偶者と死別または離婚し、現に婚姻していない人 ●配偶者の生死が明らかでない人 ●配偶者から遺棄されている人 ●配偶者が海外にいたため、扶養を受けることができない人 ●配偶者が精神または身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている人	●戸籍全部事項証明書（謄本） ※本市に本籍がない人 ●転入者は、前住所地の所得証明書
	18 歳になって最初の 3 月 31 日までの父母のいない子	父母のいない事実を明らかにする証明

※いずれの申請も**被保険者証**が必要。要件を満たさなくなった場合は資格喪失。喪失事由該当後に福祉医療が負担した医療費は返還していただきます

〈制度の改正〉

4 月から子どもの助成対象年齢を拡大

安心安全な子育て環境のより一層の充実を図るため、対象を中学校卒業までの子どもから高校生世代（18 歳になって最初の 3 月 31 日）まで引き上げます。新高校 2、3 年生世代は申請が必要です。（新高校 1 年生世代は自動更新のため不要）

8 月から重度心身・高齢重度障害者は、所得の基準額（所得制限）が導入

本人または住民票上同一世帯の配偶者・扶養義務者（直系血族、兄弟姉妹）の対象所得が所得制限基準額を上回る場合は、助成対象となりません。

扶養の 税法上の 数	受給資格者本人		配偶者・扶養義務者	
	所得制限 基準額	給与収入 目安額	所得制限 基準額	給与収入 目安額
0 人	3,604,000	約 5,180,000	6,287,000	約 8,319,000
1 人	3,984,000	約 5,656,000	6,536,000	約 8,586,000
2 人	4,364,000	約 6,132,000	6,749,000	約 8,799,000
3 人	4,744,000	約 6,604,000	6,962,000	約 9,012,000

※対象所得は給与・譲渡・不動産・雑所得（公的年金）など。
障害年金や遺族年金などの非課税所得は対象外
※給与収入は助成対象となる上限目安額。給与以外の所得、所得控除により増減
※所得制限基準額は特別障害者手当に準拠するため、制度改正により変更となる場合あり

医療機関受診における注意点

県内医療機関では、健康保険証と一緒に福祉医療費受給資格者証を窓口で提示してください。医療費が高額になったときに、限度額適用認定証の提示や電子資格確認をできないと、いったん窓口で支払う場合があります。

※県外医療機関での受診や治療用装具を作成した場合は、領収書を保管しておいてください。手続きにより、翌月以降に自己負担分を支給します

※他の法律や制度によって医療費助成が受けられるときは、福祉医療以外の制度が優先されます

ジェネリック医薬品のご利用を

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、新薬（先発医薬品）と比較して安価で同等の効能があり、自己負担額の軽減や医療費の節約につながります。医師や薬剤師の説明を受けてから利用しましょう。

急な発熱に安心 #8000 に電話を（携帯電話可）

夜間や休日の電話相談「群馬こども救急相談」をご利用ください。医療機関を受診すべきか迷ったときなど、経験豊富な看護師などが対応します。（医療行為となる診断や治療を行うものではありません）

申請・問合せ 国保年金課医療年金係 ☎ 内線 3133